

第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	特別障がい者手当支給事業
-----	--------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、鳥取市中心障がい者扶養共済制度掛金等助成要綱		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	● 実施(補助)期間 自 継続 ～ 至

担当部	福祉保健部	担当課	生活福祉課
担当係	障がい者福祉係	内線	4266 課 No. 35020
関係課			

総合計画			
基本計画	章名	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり	
	節名	第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり	
	細節名	第5 高齢者・障害者支援施策の充実	
	施策名	⑤障害のある人に対する生活支援サービスの充実	該当ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規	継続	● 施策No. 22-05-05

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容		
障がい者に対して各種の手当を支給することにより、在宅の重度障がい者の福祉の向上を図る。	・特別障がい者手当の支給 延べ3,418件 ・障がい児福祉手当の支給 延べ1,798件 ・福祉手当 延べ234件 ・障がい者介護手当 12件 ・心身障がい者扶養共済加入者 48件 ・原油価格高騰対策特別支援 3,220件(生活保護及び低所得者世帯)	・特別障がい者手当の支給 延べ3,372件 ・障がい児福祉手当の支給 延べ1,752件 ・福祉手当 延べ204件 ・心身障がい者扶養共済加入者 48件	・特別障がい者手当の支給 延べ3,330件 ・障がい児福祉手当の支給 延べ1,700件 ・福祉手当 延べ180件 ・心身障がい者扶養共済加入者 48件	・特別障がい者手当の支給 延べ3,330件 ・障がい児福祉手当の支給 延べ1,700件 ・福祉手当 延べ144件 ・心身障がい者扶養共済加入者 48件		(注1) 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。
事業の概要 ○日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者に対する手当の支給 ・特別障がい者手当(20歳以上の者) ・障がい児福祉手当(20歳未満の者) ○障がい者の扶養者が死亡した場合、一定額の年金を支給する心身障がい者扶養共済の掛け金を所得に応じて助成						(注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。
事業の対象者(交付先) 在宅の重度障がい者及び障がい者の扶養者						
事業費(百万円) ※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計	
一般財源	135	115	115	115	480	
国庫支出金	43	30	30	30	133	
県支出金	88	84	84	84	340	
起債()	4	1	1	1	7	
その他()						